

# 消費生活協同組合の共済事業について

平成18年9月4日  
社団法人 生命保険協会

# 消費生活協同組合制度の見直しについて

- 共済事業の現状を踏まえて -

## 共済事業の現状

- 消費生活協同組合(連合会)の共済事業について、大規模なものは大手生命保険会社にも肩を並べる契約件数を保有し、また加入者の属性も同質化しており、その差異はなくなっている。
- また、共済商品の中には、生命保険会社が提供するような保障内容や共済金額の商品も多数見られる。

## 見直しの必要性

- 消費生活協同組合の共済事業について、保険業法並みの募集に関する法規制、健全性・開示に関する法規制等の導入が必要。

## 導入効果

- 規制の導入により消費者の保護が図られるとすれば、生命保険・共済の発展に資するものと考える。

# 参考 消費生活協同組合の共済事業の状況

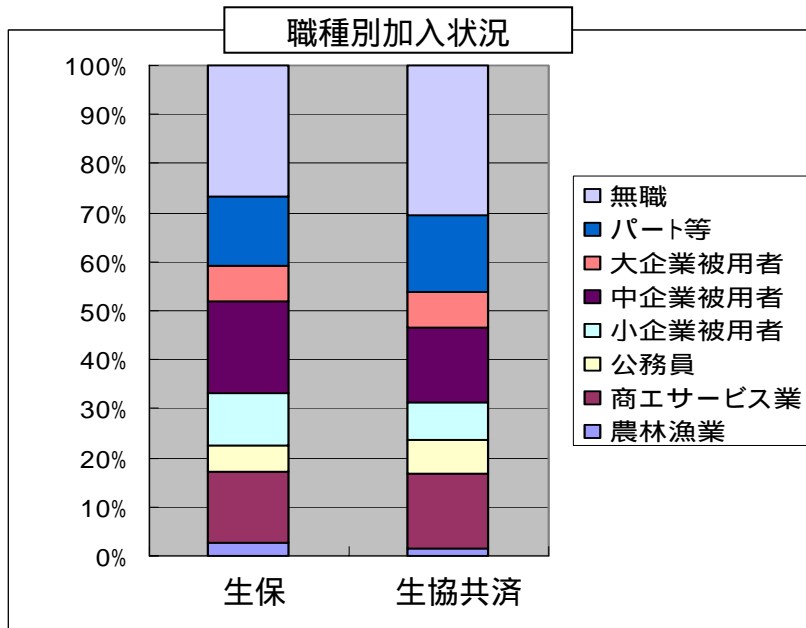
- 消費生活協同組合の共済事業のうち大規模なものは、保有契約件数で生命保険会社にも肩を並べる水準にある。

出所：日本共済協会 共済年鑑  
インシュアランス 生命保険統計号

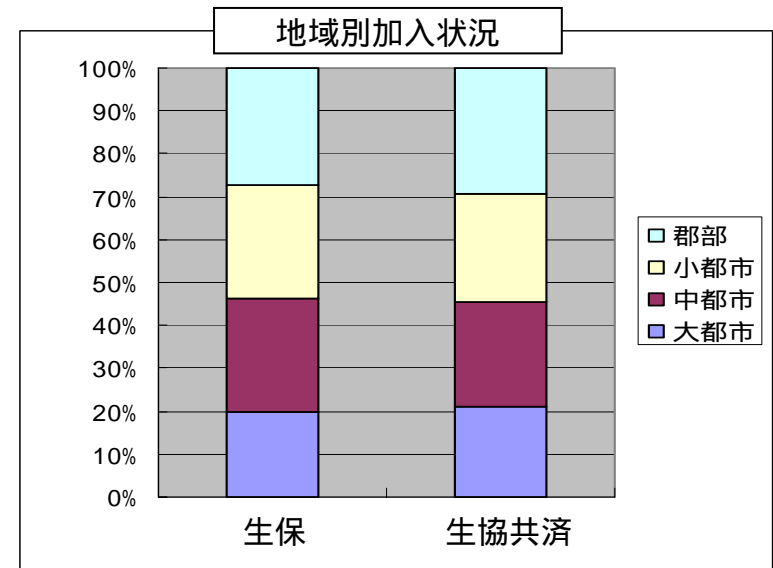
団体	大手生保	A共済連	B共済連	C共済連
保有契約件数	1,385万件	1,112万件	824万件	495万件

保有契約件数は、個人保険契約・生命共済(個人向け)にて比較

- 消費生活協同組合の共済の加入者の属性は生命保険会社の契約者と同質化している。



出所：生命保険文化センター「平成16年度 生活保障に関する調査」



# 募集行為等に関する法規制・監督について

- ▶ 保険業法第1条では、「保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資すること」を目的として掲げている。
- ▶ 特に、昨今の保険会社に対する行政は、消費者保護を一層重視している。

## 保険業法の規制

項目	内容
募集時の禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽告知</li> <li>・重要な事実の不告知</li> <li>・虚偽告知勧奨</li> <li>・告知妨害</li> <li>・不告知勧奨</li> <li>・不当な比較情報提供</li> <li>・不当な配当予想</li> <li>・不当な乗換募集</li> <li>・特別利益の提供、脱法行為</li> <li>・誤解されるおそれのある事項の告知、表示 等</li> </ul>
規制の実効性の確保 監督上等の措置 運営上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険募集の制限、登録の拒否、無登録募集等の罰則</li> <li>・保険会社の賠償責任</li> <li>・禁止行為違反等に関する罰則</li> <li>・募集人等への報告徴求・立入検査、業務改善命令</li> <li>・登録の取消、業務の停止 等</li> <li>・転換時の説明</li> <li>・セーフティネットの説明</li> <li>・公正な募集能力の向上</li> <li>・重要事項に関する説明</li> <li>・他の者との誤認防止措置</li> <li>・適合性を踏まえた重要事項説明等の業務運営確保に関する社内規則 等</li> </ul>

# 健全性・開示等に関する規制について

- ▶ 保険会社は経済環境の変化にも耐えうる健全性の確保が求められている。
- ▶ また、会社の状況等に関する適切な情報開示を行い、消費者が必要な情報を得たうえで判断できる環境づくりが強く求められている。

## 保険業法の規制

項目	内容
参入要件等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険業の開始にあたっての財産的基礎、収支の見込み</li><li>・ 最低資本金等10億円</li><li>・ 人的構成（知識・経験と社会的信用）</li><li>・ 商品審査 等</li></ul>
経営の健全性確保のための措置	<ul style="list-style-type: none"><li>兼業規制</li><li>・ 他業の禁止、生損の兼営禁止</li><li>健全性規制</li><li>・ ソルベンシーマージン基準等と早期是正措置</li><li>責任準備金</li><li>・ 標準責任準備金制度</li><li>保険計理人選任・関与</li><li>・ 保険料・責任準備金積立の合理性、配当の衡平性確認 等</li></ul>
情報開示	<ul style="list-style-type: none"><li>業務報告書の作成、金融庁長官への提出</li><li>業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧</li><li>・ 主要な業務の内容</li><li>・ 主要な業務・財産の状況（過去5事業年度の主要な業務の指標等）</li><li>・ リスク管理の体制・法令遵守の体制 等</li></ul>
その他	セーフティネット

# 生命保険協会の取組み例について

- ▶ 生命保険協会では、保険業法・監督指針等に基づき、募集等にあたって遵守すべき行動規範や各種業務の参考とするための指針などを策定、会員各社はこのガイドラインを参考にしつつ取組みを実施している。

## 表示(広告)

・生命保険商品に関する適正表示ガイドライン

## 募集

・契約概要作成ガイドライン

・注意喚起情報作成ガイドライン

・正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン

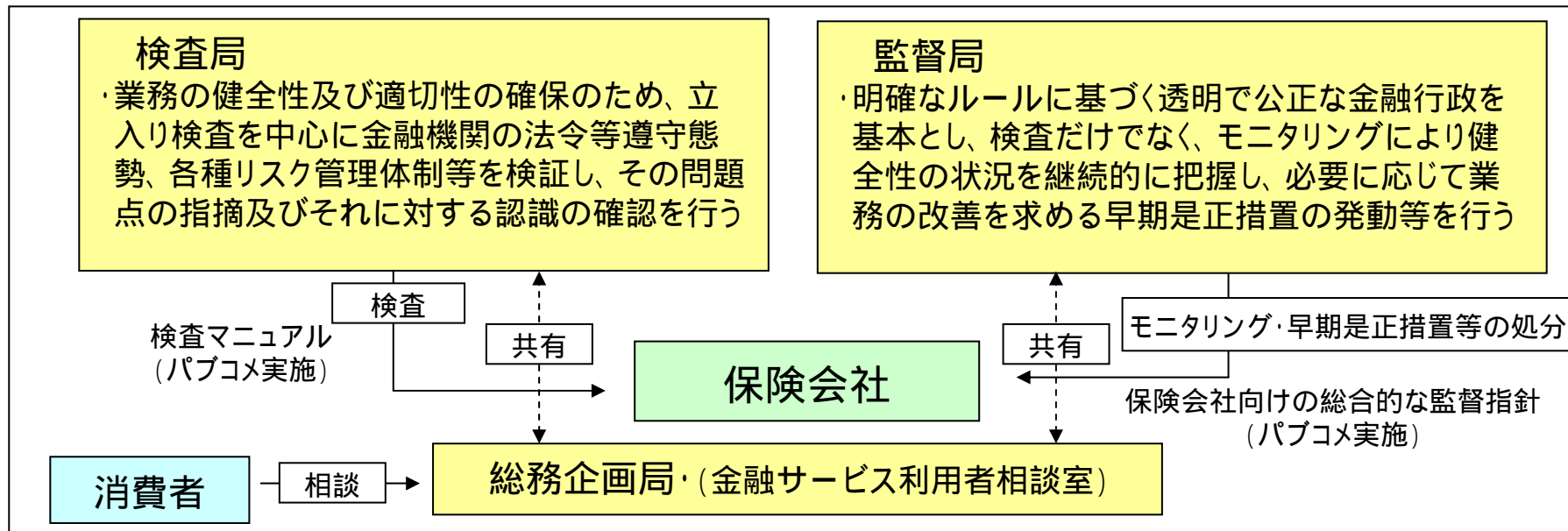
## 開示基準

・ディスクロージャー開示基準

# 実効的な監督体制等の確保について

- 保険会社は、保険業法等による規制に加え、透明性が高く、実効的な監督を受けており、消費者保護に向けて管理態勢等の更なる整備が強く求められている。

【参考】保険会社に対する当局の監督・検査体制等（金融庁HPを参考に当会にて作成）



- 募集規制・健全性規制等の導入に関しては、法律上の手当てに併せて、実効性の確保の観点から監督体制の整備についても是非ご議論いただきたい。

# 『生協制度見直し検討会』において考慮いただきたいこと

- 消費生活協同組合の共済事業について -

- 「一定の地域又は職域による人と人との結合であること」は消費生活協同組合の備えるべき要件であり、「性格」と考えられる。また、結果として「保険」と「生協共済」とを区別する差異の一つとなっている。
- 平成10年の「生協のあり方検討会」、および他の協同組合法の改正動向を踏まえると、員外規制の緩和、区域規制の撤廃、組合員以外による共済募集等が共済事業に関して論点となると考えられるが、これらは消費生活協同組合の性格を変質させ、「保険」と「生協共済」の違いを一層曖昧なものとするため、反対である。
- 上記にも関わらず、「保険」と「生協共済」の違いが曖昧化することとなれば、監督法制・監督体制だけでなく、その他の競争条件についても同一化が必要であると考える。

【参考】消費生活協同組合法第2条より

(組合基準)

**第二条** 消費生活協同組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一 一定の地域又は職域による人と人との結合であること。

二 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。

三 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

四 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

五 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これをなすこと。

六 組合の剰余金を出資額に応じて割り戻す場合には、その限度が定められていること。

2 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。